

連合学校教育学研究科における学位論文の審査基準等について

平成18年12月 4 日

代議委員会了承事項

最近改正 令和 5 年 3 月 1 5 日

学位論文における審査の基準として、論文審査委員会の結果について評価の厳格化の視点から、以下の評価観点別による評価を行い、総合評価と組み合わせて総合的に可否の判定を行うとともに、学位論文申請者及び学位論文審査委員会主査は、別紙「学位論文記載事項に関するチェックリスト」の項目・細目を再確認の上、必要事項を記載し提出すること。

評価観点

- (1)【研究態度】研究テーマに関わる課題を明確化し真摯に研究に取り組み、課題を忍耐強く追求し、深化させたかどうか。
- (2)【論理性】論文構築にあたり、論理的な整合性をもった展開を行っているかどうか。
- (3)【情報探索力】先行文献・引用文献などの検索・収集を計画的に行い、研究を深める上で文献の選定、分析、批判的考察を適切に行っているかどうか。
- (4)【構想力】研究テーマに即して問題の所在や理論的背景、課題解決のための適切な方法の記述、研究の成果を導く検証・考察など研究の特性に応じた論文設計を行っているかどうか。
- (5)【オリジナリティ】研究の成果が専門分野や教育実践学に関わる視点から学的な貢献につながるものであるかどうか。

総合評価

論文審査委員会での審議経過、論文公聴会における発表、質疑応答の内容及び状況等を総合的に評価する。

学位論文記載事項に関するチェックリスト

学位論文申請者及び学位論文審査委員会主査は、必ず、各項目・細目を確認しチェックする。

また、学位論文申請者は、チェック日、学位が授与される年（予定／西暦）、学位論文題目、所属大学・所属連合講座（課程博士申請時のみ）、氏名を記載し、学位論文審査委員会主査は、チェック日、所属大学・所属連合講座、氏名を記載する。

学位論文記載事項に関するチェックリスト

学位論文の審査を迅速に行うために下記のチェックリストを論文と合わせて提出してください。なお、学位論文受理にあたっては必ず次の規則等を確認のうえ、チェックしてください。また、新規申請論文のみならず、修正論文の際にも以下のチェックリストを提出してください。

- 1) 兵庫教育大学学位規則
- 2) 兵庫教育大学連合学校教育学研究科学位論文に関する細則
- 3) 兵庫教育大学連合学校教育学研究科学位論文に関する細則の運用方針
- 4) 兵庫教育大学連合学校教育学研究科学位論文等の作成要領
- 5) 兵庫教育大学連合学校教育学研究科学位論文審査に関する申合せについて
- 6) 兵庫教育大学連合学校教育学研究科における学位論文の審査基準等について
- 7) 兵庫教育大学連合学校教育学研究科学位論文審査手順
- 8) 論文提出による博士の学位論文審査に関する連合講座の関与について

項 目	細 目	申請者 チェック欄	主査 チェック欄
1. 申請資格及び申請方法等	1.「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科学位論文に関する規則第2条又は第6条」(※裏面参照)に記載する条件に適合した者である。		
	2.「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科学位論文に関する規則第4条」(※裏面参照)に記載する書類が整い、主指導教員の承認(課程博士の場合)を得ている。		
	3.臨床データを含み公表に差し支えのある内容を含んでいる、あるいは、学位論文の一部を今後投稿予定である等、学位論文の全文を公表しない、あるいは公表を遅らせる措置が必要な場合には、「学位論文の公表に関する申出書(様式第3号)」を添付している。		
	4.学位授与を予定している期の提出時期に合致している。(9月期授与の場合:1月11日～6月10日、3月期授与の場合:6月11日～1月10日)		
2. 申請論文の内容・形式等	1.学位取得に際して必要となる正副論文は、ともに「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科学位論文等の作成要領」に即して作成されている。		
	2.被験者に関することなど、保護されるべき個人情報については、所属団体名なども含めて個人が特定できないように配慮されている。		
	3.当該研究においては、捏造、改ざんが行われていない。		
	4.本学位論文のなかで、盗用、剽窃、自己剽窃が行われていない。引用をする場合には、自分自身の論文への引用も含めて、元の論文への適切な参照が示されている。		
	5.他者の作品等の著作物を掲載する場合には、論旨のうえで必要な著作物の引用であって、引用の目的上正当な範囲内で行われており、著作権侵害にあたる記載内容を含んでいない。		
	6.学位論文の判定にあたっては、「兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科における学位論文の審査基準等について」の評価観点に基づき、総合評価と組み合わせて総合的に合否判定を行った。		
3. 注および引用・参考文献リスト等	1.注および引用・参考文献リストに漏れや番号の不整合がないか確認している。		
	2.他者の記述を引用している場合、出典を明らかにするだけでなく、具体的な引用箇所、他者の文書であることが明示されている。		
【学位論文申請者】(チェック日/ 年 月 日) 学位が授与される年(予定/西暦) / 学位論文題目 / 所属大学・所属連合講座名(課程博士申請時のみ) / 氏名 / 【学位論文審査委員会主査】(チェック日/ 年 月 日) 所属大学・所属連合講座名 / 氏名 /			

※参考（関係条文）

兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科学位論文に関する規則（抜粋）

第2章 課程修了による博士の学位

（学位論文提出の資格）

第2条 学位論文を提出することができる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1)研究科に3年以上在学し、必要な研究指導を受け、博士候補認定試験に合格し、かつ、所定の単位を修得した者
- (2)研究科に1年以上在学し、必要な研究指導を受け、博士候補認定試験に合格し、特に優れた研究業績をあげ主指導教員が推薦した者

（学位論文提出の手続）

第4条 第2条に掲げる者が学位論文の審査を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を主指導教員の承認を得て連合学校教育学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1)学位論文審査申請書（別記様式第1号の1） 1部
- (2)論文目録（別記様式第2号） 1部
- (3)学位論文（和文又は英文とする。） 正1部、副（コピーでも可） 7部
- (4)学位論文要旨（別記様式第3号：和文2,000字又は英文1,000語程度） 8部
- (5)学位論文の基礎となる学会誌等に発表した学術論文及び参考論文等 各8部
- (6)履歴書（別記様式第4号） 1部
- (7)その他必要と認めるもの

第3章 論文提出による博士の学位

（学位の授与を申請することのできる資格）

第6条 第2条各号に規定するもののほか、論文提出による博士の学位を申請できる者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1)研究科の学位申請資格審査（以下「資格審査」という。）に合格した者
- (2)研究科に所定の期間在学し、必要な研究指導を受け、博士候補認定試験に合格し、かつ、所定の単位を修得して退学した者（以下「退学者」という。）で、退学の日から3年を経過していないもの